

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

条 例

○国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例	第41号	(国民健康保険課)	3
○愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例	第42号	(市町村課)	5
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	第43号	(人事課)	12
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	第44号	(同)	13
○愛知県がん対策推進条例の一部を改正する条例	第45号	(健康対策課)	13
○愛知県国営土地改良事業負担金等徴収条例及び愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	第46号	(農地整備課)	14
○愛知県屋外広告物条例の一部を改正する条例	第47号	(公園緑地課)	15
○愛知県県営住宅条例の一部を改正する条例	第48号	(公営住宅課)	16
○愛知県建築基準条例の一部を改正する条例	第49号	(建築指導課)	17
○愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	第50号	(病院事業庁管理課)	17
○愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例	第51号	(人事課)	17
○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	第52号	(同)	18
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	第53号	(同)	19

本号で公布された条例のあらまし

◇国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（条例第41号）

- 1 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 老人福祉法に基づき老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理する等の事務を東三河広域連合に移譲する等市町村等が処理することとする知事の権限に属する事務の追加等を行うこととした。
- 2 学校教育法に基づき市町村立専修学校の設置廃止及び目的の変更の認可をし、並びに認可をしない旨を通知する等の事務を大府市に移譲する等市が処理することとする教育委員会の権限に属する事務の追加を行ふこととした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 一定の一般職の非常勤職員について、その子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 教員特殊業務手当の支給額を引き上げることとした。
- 2 この条例は、平成30年1月1日から施行することとした。

◇愛知県がん対策推進条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 がん対策基本法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県国営土地改良事業負担金等徴収条例及び愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 土地改良法の一部改正に伴い、農業者からの申請によらず国又は県の判断により実施する土地改良事業に係る規定を整備するため、次の条例を次のように改正することとした。
 - (1) 愛知県国営土地改良事業負担金等徴収条例
県が徴収する負担金の対象事業に農業用排水施設の耐震化事業及び土地改良施設の突発事故被害の復旧事業を追加する。
 - (2) 愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例
ア 県が徴収する特別徴収金の対象事業に農地中間管理機構が借り入れている農地に係る基盤整備事業を追加する。
イ 県が徴収する分担金の対象事業に農業用排水施設の耐震化事業及び土地改良施設の突発事故被害の復旧事業を追加する。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 広告物を表示する者若しくは掲出物件を設置する者又はこれらの管理者は、規則で定めるものを除き、広告物又は掲出物件の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならないこととした。
- 2 規則で定める広告物又は掲出物件については、1の点検を広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について国土交通大臣の登録を受けた法人が行う試験に合格した者等に行わせなければならないこととした。
- 3 この条例は、平成30年7月1日から施行することとした。ただし、2については、平成33年7月1日から施行することとした。

◇愛知県県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、普通県営住宅の入居者のうち認知症である者等の家賃について、収入の申告によらず定めることができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定について、建築基準法の一部改正に伴い、田園居住地域における日影時間を指定することとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 愛知県精神医療センターの病床数を342床から273床に変更することとした。
- 2 この条例は、平成30年2月1日から施行することとした。

◇愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 県議会の議長、副議長及び議員、知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、病院事業管理者並びに常勤の監査委員の期末手当について、次のとおり改定することとした。
 - (1) 6月期の支給割合を100分の157.5に引き上げる。
 - (2) 12月期の支給割合を100分の172.5に引き上げる。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用することとした。

◇職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 職員及び公立学校職員の退職手当の額を引き下げるのこととした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年1月1日から施行することとした。ただし、2については、同年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 納付金の額を引き上げることとした。
- 2 初任給調整手当について、医学又は歯学の専門的知識を必要とする職員に対する支給月額の限度額を引き上げることとした。
- 3 一般の職員の勤勉手当について、支給割合を100分の90に引き上げることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行し、1及び2については平成29年4月1日から適用し、3については同年6月1日から適用することとした。ただし、一部については、平成30年4月1日から施行することとした。

條例

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十一月二十二日

愛知県知事 大村秀章

愛知県条例第四十一号

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例

（題目）

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和二十二年法律第二百九十一号。以下「法」という。）第七十五条の七第一項の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金（県が市町村から徴収する同一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

第二条 国民健康保険事業費納付金は、年度ごとに、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。）、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第二百十一号）及びこの条例で定めるところにより算定した額を、規則で定めるところにより、市町村から徴収する。

（医療費指数反映係数）

第三条 令第九条第一項第一号イの医療費指数反映係数を定めるに当たつては、各市町村に係る令第八条第一号の一般納付金基礎額に当該市町村に係る同項第一号ロの年齢調整後医療費指数の多寡が反映されるようとするものとし、各市町村における法の規定による保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料」という。）の急激な増加が抑制されるよう配慮することができるものとする。

第四条第一項中「第八十八条第一項の県営土地改良事業」を「第八十七条の二第一項、第八十七条の四第一項及び第八十七条の五第一項の規定により県が行う土地改良事業」に、「つき当該」を「つき、当該」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第二項中「に規定する目的外用途」を「又は第二項の特別徴収金の徴収」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 県営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により県が行う土地改良事業に限る。）の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の一第六項各号のいずれかに掲げる者が、その土地の全部又は一部につき、法第八十七条の二第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該県営土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めた旨の公告の日から、当該県営土地改良事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して八年を経過しない間に、当該各号に定める場合に該当したときには、その者から、特別徴収金を徴収する。

第五条中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「。次条において同じ」を削り、同条に次の二項を加える。

2 前条第一項の特別徴収金は、同項に規定する法第九十一条の一第六項各号に定める場合に該当した日の属する年度において、その全額を徴収する。

第六条中「及び」の下に「前条各項に規定する」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十一月二十一日

愛知県知事 大村秀章

愛知県条例第四十七号

愛知県屋外広告物条例の一部を改正する条例

愛知県屋外広告物条例（昭和三十九年愛知県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の二条を加える。

（点検義務）

第十三条の二 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 前項の規定による点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第十条第一項第二号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関する必要な知識につ

いて行う試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に行わせなければならない。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、第十三条の次に一条を加える改正規定中第十三条の一第一項に係る部分は、平成三十三年七月一日から施行する。

愛知県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十一月二十二日

愛知県知事 大村秀章

愛知県条例第四十八号

愛知県県営住宅条例の一部を改正する条例

愛知県県営住宅条例（昭和二十八年愛知県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

4 知事は、入居者（公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）以下「省令」という。）第八条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が次条第一項の規定による収入の申告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該入居者の普通県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第九条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第二条に規定する方法により、定めることができる。

第十条第一項中「公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）」を「省令」に改める。

第十六条第一項中「、第十条第一項の規定による入居者からの収入の申告に基づき」を削り、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 知事は、収入超過者（省令第八条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が前項の規定に該当する場合において第十条第一項の規定による収入の申告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第九条第四項及び前項の規定にかかわらず、当該収入超過者の普通県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第九条に規定する方法により把握した当該収入超過者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定する方法により、定めることができる。

第十七条第一項中「、第十条第一項の規定による入居者からの収入の申告に基づき」を削り、同条第二項中「前条第三項」を「第四項並びに前条第三項及び第四項」に改める。

第二十条の一第一項の表中「第十六条第三項」を「第四項若しくは第十六条第三項若しくは第四項」に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改める。